

さ
か
い

第 1 章

坂井市の基盤づくり

SAKAI
CITY
10th Aniv.



SPECIAL SHINE SURPRISE

第1節

平成の市町村合併

我が国においては、これまで2回にわたり大合併が行われた。いわゆる、明治、昭和の大合併である。

明治の大合併は、近代的な地方自治行政を実現するための基盤を整備することを目的として、小学校や戸籍の事務処理を行うため、戸数300～500戸を標準として進められた。その結果、明治21年に71,314あった市町村が、明治22年には15,859と大きく減少した。

昭和の大合併は、戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化する必要から、中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として進められた。その結果、昭和28年に9,868あった市町村が、昭和36年には3,472と約3分の1となった。

その後、我が国は高度経済成長を経て、国民生活も大きく変容し、成熟した社会となったが、その後約40年近くにわたり、市町村数はほとんど変化しなかった。

この間、経済成長の反面、東京一極集中が進み、国民の生活形態や意識も多様化し、特に、これまで地域で支え合いの機能をもっていた、家族やコミュニティが大きく変容し、公共サービスの担い手としての市町村に対する負荷が増大してきた。

加えて、これまでのような右肩上がりの経済成長が期待できない中で人口減少・少子高齢化が進展し、国・地方を通じた巨額の債務等の深刻な財政状況下において、複雑・多様化する住民サービスを提供しなければならないなど、市町村を取り巻く環境は厳しさを増してきた。

以上のような状況を背景に、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。

なお、平成12年には当時の与党であった自民党・公明党・保守党の与党行財政改革推進協議会において「基礎的自治体の強化の視点で、市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」との方針が示されていた。

平成の合併は、具体的には、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成11年から平成17年までは合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により、また、平成17年以降は、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく国・都道府県の積極的な関与により、推進されてきた。

併せて、この平成の合併推進と同じ時期に、地方分権の観点から、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革をその内容とする三位一体改革が進められたが、そのうち地方交付税については平成16年から平成18年の3年間でおおよそ5兆円程度抑制され、これが先述の巨額の債務や社会福祉経費の増大などと相俟って、地方財政を大幅に悪化させる結果となった。

加えて、合併特例債に代表される手厚い財政措置の期限が平成17年度までの合併となっていたこともあり、各市町村の合併時期は、平成17年度に集中し、財政的な理由で合併を選択する市町村が多かったと考えられる。

[総務省 「『平成の合併』について」より（平成22年3月）]

第2節

市民憲章

市民憲章制定にあたり、「市民憲章の言葉・キーワード」を公募し、それらを基に市長の諮問機関として設置された『坂井市民憲章等検討委員会』で審議・提言され、市の理念や市民の行動目標を示す「市民憲章」が制定されました。

「色」をキーワードに、緑・青・白・黄金・桜・赤の6色と「坂井市の特徴」が結び付けられています。風景の色、地域の色、人々の色など、いろいろな色の組み合わせによって、市としての新たな色が無限に作り出されていくことを意味しています。

全体を前文と本文5項目で構成し、前文では市の特徴や理念を掲げ、本文では項目ごとに本市の目指す都市像や市民の行動目標を掲げています。

(平成19年3月13日制定)

坂井市民憲章	<p>彩り豊かな海・山・川と市民が融和する坂井市 大空へ伸びる緑の木々のように 希望に満ちたまちの実現に向けて ここに市民憲章を定めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 青い日本海のすがすがしさ 自然と住みよい環境に恵まれた 坂井 一 白いユリのやさしさ 人々のきずなと安心が広がる 坂井 一 黄金（こがね）波打つ平野の温もり 感謝と思いやりの心を育む 坂井 一 桜に浮かぶ古城の気高さ 誇りある歴史と文化が息づく 坂井 一 真っ赤な太陽の輝き 明るい笑顔と活力があふれる 坂井
--------	---

第3節

市の花・木・鳥

市の花・木・鳥についても、市民憲章と同様、公募を行い、『坂井市民憲章等検討委員会』において審議・提言されました。「坂井市の花・木・鳥」をそれぞれ「ユリ」「サクラ」「カモメ」とする素案が市長に答申され、坂井市誕生1周年記念式典において発表されました。

なお、このシンボルを広く市民の方々に親しんでもらい、坂井市のイメージシンボルとするため、『坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン選定委員会』を設置し、それぞれシンボルデザインを募集したところ、181点の応募がありました。その中から最優秀作品が選ばれ市長に答申され決定しました。

[坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン]



坂井市の花・木・鳥 ユリ・サクラ・カモメ

市の花	ユリ	ユリ科の多年草。純潔・威厳・無垢の象徴とされ、清楚で気品ある花として親しまれています。「ゆりの里公園」では栽培も行われており、6月になるとユリ科の花が華麗に咲き誇り、多彩なイベントが開催されています。
市の木	サクラ	バラ科の落葉樹。春を象徴する花木として、日本人に古くから親しまれています。「霞ヶ城公園」は『日本さくら名所100選』に指定されており、4月には「桜まつり」が開催され、市民の憩いの場として賑わっています。
市の鳥	カモメ	カモメ科の冬鳥。海や港町をイメージさせる鳥であることから、市が海に面していることが感じ取れます。晩秋の頃オホーツク海北部から飛来し、餌を求めて飛び交う姿は、三国港の冬の風物詩として親しまれています。

平成19年3月13日制定（シンボルデザイン平成23年2月25日制定）

第4節

市章



市章デザインの選定にあたっては、『「坂井市」市章候補選定小委員会』が設置され、市章候補の選定方法や選定基準などが審議されました。その中で、公募により行うこととされ、結果、応募作品総数1,178点（応募者数630人）の応募がありました。

小委員会で選定された5点の市章候補作品が坂井郡四町合併協議会に提案され、市章デザインが決定されました。

坂井市のイニシャル「S」と、日本海をモチーフにデザイン化しています。豊かな自然の緑を基調として、坂井平野と日本海を照らし出す太陽に明日への熱い情熱を重ねています。

主役である市民と市が一緒になって「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市」を目指します。躍動感と力強さを表現しています。

（平成18年3月20日制定）

第5節

都市宣言

■ 坂井市安全安心都市宣言（平成19年4月15日）

平成19年4月15日に開催された坂井市誕生1周年記念式典にあわせて、「安全安心都市」を宣言しました。

犯罪や事故のない地域社会を築くことは、すべての市民の願いです。

しかし、私たちの身のまわりでは、悪質な犯罪や悲惨な事故などが後を絶たず、安全で平穏な生活が脅かされています。

今こそ私たちは、「自らの地域は自らが守る」を合言葉に、市、市民及び事業者が力を合わせ、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しなければなりません。

そこで坂井市は、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けて、ここに「安全安心都市」を宣言します。

■ 坂井市非核平和都市宣言（平成19年4月15日）

平成19年4月15日に開催された坂井市誕生1周年記念式典にあわせて、「非核平和都市」を宣言しました。

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。しかしながら、地球上には依然として核兵器が配備・備蓄され、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを身をもって全世界に発信し、再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

よって、坂井市は、平和を希求する市民の総意のもとに、わが国の非核三原則「作らず、持たず、持ち込ませず」が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、もって世界の恒久平和の実現を目指し、ここに「非核平和都市」を宣言する。

■ 環境都市さかい宣言（平成21年11月8日）

～彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい～を目指して、平成21年11月8日「環境都市」を宣言しました。

私たちのまち坂井市は、風光明媚な海岸線をはじめ、豊かな実りの農地、それを潤す幾本もの川の流れ、緑の山々、青い空など多様な自然環境の中で歴史と伝統が息づくまちとして発展してきました。

このような四季折々の彩り豊かな自然との共生を図り、貴重な歴史文化遺産を大切に守りながら、より良い生活環境を将来世代に確実に引き継いでいかなければなりません。

このため、私たちすべての市民は、

- 一 良好な生活環境の創出
- 一 豊かな自然と歴史資源の保全・育成
- 一 循環型社会の形成
- 一 環境にやさしい人づくり
- 一 地球環境の保全

を基本に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会づくりに取り組むことを誓い、ここに「環境都市さかい」を宣言します。

■ 坂井市男女共同参画都市宣言（平成24年11月17日）

～男女（ひとりひとり）が互いに尊重し助け合う 住みよいまち坂井～を目指して、平成24年11月17日「男女共同参画都市」を宣言しました。

彩り豊かな自然、歴史と文化に恵まれた
わたしたちのまち、坂井市
わたしたちは
性別や世代を超えた絆をもち
ともに幸せを実感できる坂井市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 「さ」 咲かそうわたしたち一人ひとりの能力
男女がお互いに人権を尊重し
性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちをめざします。
- 「か」 感謝しようお互いの協力
男女がともに協力し
家庭、地域、職場における活動が両立できるまちをめざします。
- 「い」 活かそうお互いの意見
男女がともに社会の対等なパートナーとして
あらゆる分野に参画できるまちをめざします。
- 「し」 視点を変えて知ろう相手の立場と気持ち
男女がお互いの性を理解、尊重し
心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

■ 坂井市健康都市宣言（平成26年11月8日）

～誰もが笑顔で暮らせるまちへ～ 誰もが生涯元気で健やかに生きるために、平成26年11月8日「健康都市」を宣言しました。

九頭竜川の恵みを受けて広がる坂井平野と青くきらめく日本海
その豊かな自然に恵まれた幸と悠久の歴史
優しさあふれる住みよいまち坂井市
一人ひとりが自らの健康を自らつくることを基本に
世代をこえ、ともに支え合い、誰もが笑顔で暮らせるまちをめざして
ここに「坂井市健康都市」を宣言します。

- 一 生涯元気に過ごすために
すすんで健康診査を受け
自分のからだのことをよく知ります。
- 一 健やかに育つために
こどもの頃から家族みんなで
健全な生活習慣について話し合います。
- 一 生涯にわたり健康なからだをつくるために
バランスよい食事を心がけ
楽しんでからだを動かします。
- 一 健康で過ごせる環境づくりのために
地域の中でともに支え合い
健康づくりの輪を広げます。

第6節

国際・国内交流

■ 中国浙江省 嘉興市

絹織物業が盛んだった旧春江町と、同じく絹織物が盛んな中国浙江省嘉興市が、絹織物業を一つのきっかけとして、平成元年より「生徒海外派遣事業」がスタートし、毎年、春江中学校生徒を中心にスポーツ、文化を通じてお互い派遣や招聘を行いながら交流を図り、平成9年8月9日、嘉興市において友好都市提携の協議書に調印しました。

その後、合併等により一時交流が途絶えていましたが、平成25年10月、嘉興市において「友好都市関係に関する協定書」に署名調印し、今後、経済交流を基軸とした新たな交流を展開することで合意しました。

■ 英国ウェールズ カーディフ市

国際理解教育の一環として、坂井市内の中学校の生徒を英国に派遣し、また、相互交流として坂井市を訪問する英国の生徒を受け入れ、ホームステイや授業参加などを通して外国の生活や文化をお互いに体験することにより、国際化時代に対応できる生徒を育成していくことを目的として、平成2年度から旧三国町で実施していた英国ウェールズ カーディフ市のプラスマウルコンプリヘンシブスクールおよびカントニアンハイスクールとの交流を引き継ぎ、派遣事業は平成20年度より、招聘事業は平成21年度より再開されました。

■ 宮崎県 延岡市（姉妹都市）

江戸時代に延岡藩の城主であった有馬公が、西暦1695年（元禄8年）丸岡藩に移ってきて以来、明治維新まで8代にわたり、丸岡藩を治めてきたという歴史的な縁から、旧丸岡町は昭和54年10月27日丸岡城築城400年を記念して姉妹都市の盟約を締結しました。その後、平成18年3月に坂井市が誕生し、新たに姉妹都市の確認および盟約の締結を行いました。

両市は、自然、地理的環境をはじめ、産業、文化、生活、風俗、宗教等多くの類似性を有することから、今後も引き続き、相互に各分野の交流を通じて一層親善友好の絆を深めることとなりました。

- 7月に開催される「まつりのべおか」、10月に開催される「丸岡古城まつり」に、それぞれの交流使節団が交互に訪問し、交流会の実施やまつりへの参加により交流を深めています。
- 小学生を対象としたジュニア交流隊を、隔年ごと相互に派遣し、交流を深めています。
- 延岡市や坂井市の祭りやイベントに観光物産のブースを相互に出展しています。

また、災害時における応急対策業務のさらなる充実を図るため、平成23年11月18日、延岡市と大規模災害時における相互応援に関する協定を締結しました。

第7節

まちづくり基本条例

名 称	坂井市まちづくり基本条例
制定・施行	制定：平成23年12月19日 施行：平成24年4月1日

■まちづくり基本条例制定の必要性と意義

個性豊かで活力ある地域社会を実現していくためには、市民と市は自治の主体として役割と責任を自覚し、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進しなければなりません。

地方分権の時代を迎え、自治のあり方を見つめ直し、坂井市のまちづくりにおける理念と基本原則および市民と市の役割と責任を明らかにするため、最高規範と位置づける条例を定めることとなりました。

この条例は、まちづくりの原則およびそれを推進する制度を定めるものであるため、市民参画のもとで素案づくりから進めることとなり、平成21年7月に「坂井市まちづくり条例を考える市民会議」（地域協議会・各種団体・公募による10人の委員）を設置し、条例に盛り込むべき内容等について諮問し、翌年2月に「提言書」が答申されました。

地区の特色を生かした個性あるまちづくり、限られた財源や人材を有効に活用し、自分たちで選択・決定するまちづくり、市民の公益的活動の活発化、市政運営への関心の高まりなど、「自己責任」と「市民参画」に基づいた市政運営について定めています。

■ 条例制定までの経過

[年 月]	[内 容]
平成21年7月～	・「坂井市まちづくり条例を考える市民会議」設置（7回開催）
平成22年2月	・市民会議から「坂井市まちづくり基本条例（素案）」の提言 ・「坂井市まちづくり基本条例（素案）」作成
3月	・地域協議会へ素案の説明および意見聴取 ・議会全員協議会で市民会議からの提言および素案についての概要説明
7月	・地区区長会へ素案の説明および意見聴取 ・まちづくり協議会代表者会へ素案の説明および意見聴取 ・地域協議会（第2期）において、素案に対する意見聴取
8月～	・議会総務常任委員会において素案協議（計6回）
平成23年3月	・議会全員協議会において経過報告
5月	・パブリックコメント実施 5月13日～6月13日 意見9件
12月	・条例（案）の議会上程 議決
平成24年4月	・条例施行（4月1日）

■ まちづくり基本条例の主な特徴

【条例の位置づけ・基本理念・基本原則】（第3条～第5条）

- まちづくりの最高規範
- 市民と市による協働のまちづくり
- 市民参画の原則、協働の原則、情報共有の原則

【市民の権利・市民の責務】（第6条・第7条）

- まちづくりにおける市民の主体的な関わり
- 市民の果たすべき責務、役割

【市の責務】（第10条～第14条）

- 議会・議員の責務
- 市長の責務、執行機関の責務、議員の責務

【市政運営の基本】（第15条）

- 総合計画の策定による計画的な市政運営

【地域自治区・協働および参画】（第26条～第30条）

- 地域自治区の設置
- 協働のまちづくりの推進
- まちづくり協議会の設置

【市民投票・条例の見直し】

- 市民の意思を直接表明する制度
- 本条例の見直し・改正

第 8 節

議会基本条例

名 称	坂井市議会基本条例
制定・施行	制定：平成24年3月27日（全会一致、同日公布） 施行：平成24年4月1日

■議会基本条例制定の必要性和意義

地方分権の進展に伴い、国から地方への地方公共団体の権限と役割が拡大する中、市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、市政の運営に関し、市長と共に、二元代表制の一翼として重大な責務を担っております。

こうした中で、議会および議員は、その責務を常に自覚し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会として、まちづくりの推進と市民福祉の向上のため、市民に身近な信頼される議会を目指して、全力を挙げて、市民の負託に応えていかなければなりません。

坂井市議会では、市民に開かれた議会を目指して、更なる議会改革を進め、市政における議会権限の充実・強化や分権時代にふさわしい議会のあり方、議会の基本理念を検討するとともに、市民のご意見をいただきながら、議会および議員の活動原則などに係る基本的事項などを定める「議会基本条例」の策定に取り組みました。

■ 条例制定までの経過

[年 月]	[内 容]
平成23年 2月	坂井市議会基本条例（仮称）を制定することに関する調査・研究のため、検討協議会を立ち上げるための「準備会」を開催
3月	坂井市議会基本条例検討協議会（委員7人）を設置 ※協議会を4回開催
9月	議会改革特別委員会（委員14人）を設置 ※委員会を17回開催
11月	市民と議員との対話集会 テーマ「市民参加と市民との連携の検討」 ※三国・丸岡・春江・坂井の4会場、参加者計46名
平成24年 1月	パブリックコメントの実施 ※1月19日～2月9日（6人、22件）
2月	市民説明会 ※参加者38名
3月	議会改革特別委員会から全員協議会で報告、承認 本会議「坂井市議会基本条例の制定について」 ※全会一致で可決

■ 議会基本条例の主な特徴

【市民参加および市民との連携】（第5条）

- 情報の公開、協働の推進
- 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会および全員協議会を原則公開
- 請願・陳情における提出者（参考人）の意見聴取の機会設定
- 議会報告会、政策懇談会等の開催
- 説明責任の履行
- 議会の議員活動に対する情報提供

【市長等の関係】（第6条～第9条）

- 政策等の形成過程の説明請求
- 本会議・委員会での反問権の付与

【議会・議員の責務】

- 公平性、透明性、信頼性の確保
- 市民参加の推進
- 議員相互間の自由討議
- 議員の政策立案および政策提言